

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○関 一幸議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は23名ですので、定足数に達しております。

ただいまから令和元年9月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○関 一幸議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○関 一幸議長 先般、三郷市選出組合議会議員の菊名裕議員の辞職に伴う改選の結果報告が8月8日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

加藤英泉議員でございます。

次に、八潮市選出組合議会議員、小倉順子議員の辞職に伴う改選の結果報告が9月20日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

岡部一正議員でございます。

◎議席の一部変更

○関 一幸議長 次に、議席の一部変更の件を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、22番、朝田和宏議員を17番に変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり、議席を一部変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席を一部変更することに決定いたしました。

◎議席の指定

○関 一幸議長 次に、先ほど紹介いたしました新たに選出された議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○西川雄二議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

加藤英泉議員8番、岡部一正議員22番。

以上でございます。

○関 一幸議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○関 一幸議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第2項の規定に基づき、8月8日の閉会中において、し尿処理常任委員に加藤英泉議員を選任いたしました。また、9月20日の閉会中において、議会運営委員に朝田和宏議員を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○西川雄二議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 3 8 5 号

令和元年（2019年）9月20日

東埼玉資源環境組合議会

議長 関 一 幸 様

東埼玉資源環境組合
管理者 高 橋 努

9月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、10月3日招集に係る令和元年9月組合議会定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 1 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第1号）について
- 1 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定について

東 埼 資 環 第 4 1 4 号
令和元年（2019年）10月3日

東埼玉資源環境組合議会

議長 関 一 幸 様

東埼玉資源環境組合
管理者 高 橋 努

9月組合議会定例会に付議する議案（その2）の送付について

令和元年（2019年）9月20日付、東埼資環第385号をもって送付しました議案のほか、本職から提案する議案として別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

以上でございます。

○関 一幸議長 次に、6月定例会において各常任委員会に付託いたしました特定事件について、各常任委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

委員会を代表して、ごみ処理常任委員長から報告を求めます。

井手大喜ごみ処理常任委員長。

〔井手大喜ごみ処理常任委員長登壇〕

○井手大喜ごみ処理常任委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、各常任委員会に付託されました閉会中の特定事件について、3委員会を代表してその調査概要をご報告申し上げます。

常任委員会合同行政調査は、去る7月11日、12日の2日間にわたり、総務常任委員7名、ごみ処理常任委員6名、し尿処理常任委員6名出席し、管理者、理事、副管理者の随行を求め、衛生センターの運営についてを調査事項とし、福島県伊達郡桑折町にある伊達地方衛生処理組合へ、公設民営方式での業務委託について、ごみ処理施設の運営についての2項目を調査事項とし、福島県須賀川市にある須賀川地方保健環境組合への行政調査を実施いたしました。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、伊達地方衛生処理組合の衛生センターの運営についてでございますが、今回調査いたしました施設の敷地面積は1万6,150平方メートルで、建築面積は1,906平方メートル、延べ床面積は3,224平方メートルでした。処理能力は1日当たり、し尿36キロリットル、浄化槽汚泥23キロリットル、浄化槽濃縮汚泥26キロリットルで、処理方式は膜分離高負荷脱窒素処理方式、工期は平成19年3月から平成21年3月、建設費は19億8,450万円でした。施設運営につきましては組合職員5人で直接行い、費用については構成市町からの負担金で運営しているとのことでありました。

し尿の処理状況でございますが、一般家庭からの収集は毎月1回の定期収集で、料金は1人当たり月額単価400円でした。事業所などは申し込み制による収集を行い、料金は18リットルにつき単価150円の設定でした。また、水処理工程より発生する汚泥は、電気浸透式脱水機により含水率70%以下に脱水され、ごみ焼却場で助燃剤として利用されておりました。汚泥の再資源化方法として助燃剤化を選択した理由は、工事費、維持管理費がほかの方式に比べ安価であること、脱水汚泥の含水率が低減されることにより、ごみ焼却施設への量的、熱量的な負荷が低減されるためとのことでありました。さらに、臭気対策として、高度処理設備の活性炭吸着装置を採用し、においを発生源ごとに捕集し、臭気濃度に応じた処理を行っておりました。

次に、須賀川地方衛生センターごみ処理施設の公設民営方式での業務委託についてでございますが、当該施設は本年4月から供用を開始し、その運営は公設公営方式、PFI方式、公設民営方式などを比較検討し、経済性やプラントメーカーの参入意欲に関する調査結果を踏まえ、総合的な観点から公設民営方式を採用したとのことでありました。

委託期間は平成31年4月1日から令和21年3月31日までの20年間、運営業務委託費は91億8,000万円でした。施設の運営事業者はプラントメーカー等の2社が出資した特別目的会社、

いわゆるSPCのグリーンパーク須賀川株式会社に業務委託されておりました。契約に当たって、組合は35年間の施設使用を計画していること、契約金額には維持補修費用が含まれており、契約満了時には適切な状態で施設を引き渡すことなどを要求水準事項書により提示した上で契約を締結しておりました。

運営事業者の主な委託業務は、施設の運転及び維持管理を初め、余剰電力の売電、粗大ごみから抽出した金属類の売却などがありました。

また、組合はごみ処理施設に係る業務の中では、施設の運転、維持管理業務が運営事業者によって適正に履行されているか否かを判断するモニタリング業務を最も重視しているとのことでありました。

総じて、公設民営方式は専門技術に関する知識、経験を有する人員の採用、維持補修計画の策定や薬品調達などの点で、事務の軽減に資するところに大きなメリットを感じているとのことでありました。

次に、ごみ処理施設の運営についてでございますが、今回調査いたしました施設の敷地面積は2万4,412平方メートルで、建築面積は3,416平方メートル、延べ床面積は6,726平方メートルでした。処理能力は、燃焼炉が2炉で1日95トン、処理方式は全連続燃焼式ストーカ炉で、ごみの焼却熱を利用して発電した電力は、ごみ処理施設のみならず隣接するし尿処理施設、埋め立て処理施設などにも供給されておりました。工期は平成28年2月から平成31年3月、建設費は97億7,400万円でした。

施設の特徴としては、少ない空気量でごみを焼却できるストーカ式焼却炉に高温高圧ボイラーと抽気復水式蒸気タービンを組み合わせることにより、高効率発電が可能となりました。また、ろ過式集塵機や排ガス再循環システムなど、高度な排ガス処理システムを設置し、ダイオキシン類や窒素酸化物などに対して、国が定める規制基準値よりさらに厳しい排ガス排出濃度の自主規制値を設定し、周辺環境に配慮するとともに、住民に信頼される施設の運営に努めているとのことでありました。

施設運営に当たっての課題としては、運営委託期間の20年間は施設の運転計画及び維持補修計画、さらには薬品の調達などについても運営事業者が行い、組合は運営事業者から提出された報告書をもとに、焼却量、環境基準の適合性や保守点検状況を確認するモニタリング業務を行う。そのため、運営事業者が行う業務の適不適の判断や必要に応じた指導、指示などが行える組合職員の育成が課題になるとのことでありました。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して貴重なお話を伺うことがで

きました。今後このことを組合行政並びに構成団体の中で生かしていきたいと考えております。

なお、伊達地方衛生処理組合及び須賀川地方保健環境組合の概要につきましては、調査結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○関 一幸議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○関 一幸議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

15番 岩田京子 議員

16番 田口義博 議員

17番 朝田和宏 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○関 一幸議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてのほか3件であります。

また、第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組会计歳入歳出決算認定については、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

一般質問通告者は、2名の議員から通告がございました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○関 一幸議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎常任委員会委員の所属変更

○関 一幸議長 次に、常任委員会委員の所属変更の件を議題といたします。

朝田和宏総務常任委員から、し尿処理常任委員に委員会の所属を変更されたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

朝田和宏委員からの申し出のとおり、委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、朝田和宏委員の常任委員会の所属を変更することに決しました。

◎常任委員会委員の選任

○関 一幸議長 次に、常任委員会委員の欠員に伴い、新たな常任委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に岡部一正議員を、し尿処理常任委員に朝田和宏議員を指名いたしたいと思っております。これにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

◎管理者提出第4号議案ないし第7号議案の

一括上程、提案理由の説明

○関 一幸議長 次に、管理者提出第4号議案ないし第7号議案までの4件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 おはようございます。

本日は東埼玉資源環境組合議会9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはお忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろから本組合の運営につきまして、貴重なご指導、ご助言を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本定例会には私より4件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第4号議案 東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、審議会を常設とし、特別職の報酬等の額について毎年審議することとするため、所要の改正を提案するものでございます。毎年審議をしていただき、一層の透明性、公正性を確保することを目的としております。

改正の主な内容でございますが、審議会を常設とすること、委員に2年の任期を設けることを規定するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行してまいります。

次に、第5号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算では67万7,000円を増額いたしますが、歳入では5款繰入金を減額するとともに6款繰越金を増額し、歳出では6款予備費を増額するものでございます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目廃棄物処理施設整備基金繰入金につきましては、前年度繰越金の整備により1億4,200万円を減額するものでございます。

続きまして、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金といたしまして1億4,267万7,000円を増額するものでございます。

22ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出でございますが、6款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、67万7,000円を増額し、補正後の額を3,067万7,000円とするものでございます。

次に、第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定については、会計管理者からご説明させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第7号議案 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、監査委員の朝田和宏氏が令和元年9月20日をもちまして退任されたことから、組合規約第18条第2項の規定により、その後任委員を選任する必要があるため提案するものでございます。

議会議員の監査委員につきましては、八潮市議会議長の職にあるものを選任させていただいております。したがって、八潮市議会において新たに議長に就任されました岡部一正氏を当組合監査委員に選任させていただきたく議会の同意を求めるものでございます。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○関 一幸議長 次に、田村直也会計管理者。

〔田村直也会計管理者登壇〕

○田村直也会計管理者 第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算書及び決算事項別明細書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましては、最終予算現額72億3,388万1,000円に対して、収入済額は72億5,727万9,429円で、執行率は100.3%でございます。

次に、6ページをごらんください。

歳出につきましては、最終予算現額72億3,388万1,000円に対して、支出済額は70億8,460万2,127円で、執行率は97.9%でございます。

次に、8ページをごらんください。

歳入歳出差引額は、千円単位となりますが、1億7,267万7,000円となり、令和元年度に繰り越しいたしました。

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

14ページをごらんください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも29億6,400万円でございます。これは、組合規約第19条の規定に基づき組合市町から納入されました分担金で、歳入全体に占める割合は40.8%でございます。この分担金につきましては、平等割15%と、平成29年1月から12月までのごみ及びし尿の搬入量に応じた搬入割85%の合計となっております。分担金の構成割合は、越谷市33.1%、草加市22.2%、八潮市12.4%、三郷市16.9%、吉川市9.3%、松伏町6.1%でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、予算現額14億7,100万円に対して、調定額、収入済額とも14億8,215万6,690円でございます。この手数料は、第一工場及び第二工場ごみ処理施設並びに堆肥化施設に搬入された事業系ごみの処理手数料で、搬入量は7万578.89トン、1トン当たり2万1,000円を徴収したものでございます。

3款国庫支出金につきましては、予算現額2億6,140万円に対して、調定額、収入済額とも2億6,142万1,160円でございます。

1項国庫補助金、1目事業費国庫補助金、1節第一工場廃棄物処理費補助金につきましては、基幹設備大規模改修工事に係る循環型社会形成推進交付金2億6,114万9,000円でございます。

次の2節第二工場廃棄物処理費補助金につきましては、第二最終処分場での放射性物質濃度測定に係る最終処分場モニタリング事業費補助金27万2,160円でございます。

4款財産収入につきましては、予算現額7億558万円に対して、調定額、収入済額とも7

億2,474万3,252円でございます。

1 項財産運用収入は1,159万8,193円で、基金積立金利子が主なものでございます。

2 項財産売払収入は7億1,314万5,059円で、次の16ページとなりますが、電力売払代金が主なものでございます。

5 款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも3億4,200万円でございます。

6 款繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金2億2,248万1,920円でございます。

7 款諸収入につきましては、予算現額5,062万円に対して、調定額、収入済額とも5,247万6,407円でございます。

1 項預金利子1万7,168円は、歳計現金預金利子でございます。

2 項雑入は、金属類売払代金や平成29年度経費分の原子力損害弁償金などがございます。

8 款組合債につきましては、予算現額12億1,680万円に対して、調定額、収入済額とも12億800万円でございます。

18ページをごらんください。

1 目第一工場ごみ処理施設整備事業債の11億8,950万円は、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修事業及び第一工場ごみ処理基幹設備改造工事に係る借り入れでございます。

2 目最終処分場施設整備事業債1,850万円は、最終処分場水処理設備機器更新委託料に係る借り入れでございます。

次に、歳出でございますが、20ページをごらんください。

1 款議会費につきましては、予算現額2,957万円に対して、支出済額は2,732万5,681円で、執行率が92.4%でございます。内訳は、議員報酬のほか、常任委員会などの調査研究に要した経費が主なものでございます。

2 款総務費につきましては、予算現額6億1,748万円に対して、支出済額は5億9,308万3,647円で、執行率は96.0%でございます。内訳につきましては、1 目一般管理費における第一工場建屋の長寿命化を図るための外壁等の改修工事、次の22ページとなりますが、2 目計画管理費におけるOA機器の保守管理委託料などが主なものでございます。

24ページをごらんください。

3 款事業費につきましては、予算現額55億9,228万円に対して、支出済額は55億86万8,314円で、執行率は98.4%でございます。

26ページをごらんください。

2目第一工場廃棄物処理費につきましては、第一工場ごみ処理施設の運転委託料、灰等搬出処分委託料、焼却設備の基幹設備大規模改修工事費及び発電設備の定期補修等工事費が主なものでございます。

3目第二工場施設管理費につきましては、第二工場し尿処理施設処理棟等解体工事費が主なものでございます。

28ページをごらんください。

4目第二工場廃棄物処理費につきましては、第二工場ごみ処理施設の運営委託料、第二工場汚泥再生処理センターの運営委託料が主なものでございます。

4款公債費につきましては、予算現額9億5,260万円に対して、支出済額は9億5,132万4,485円でございます。

5款基金積立金につきましては、予算現額、支出済額とも1,200万円でございます。

6款予備費につきましては、予算現額2,995万1,000円で、充用はございません。

なお、事業の詳細につきましては、恐縮でございますが、事業別決算説明書をご参照いただきたいと存じます。

次に、お手数ですが、前に戻っていただき、10ページをごらんください。

決算附属書類といたしまして、財産に関する調書を添付してございます。

1の公有財産でございますが、土地につきましては増減はございません。建物につきましては、し尿処理施設処理棟等の取り壊しにより、4,103.33平方メートルが減少したものでございます。

次の12ページになりますが、2の物品及び3の基金につきましては、調書をごらんいただき、ご了承を賜りたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**関 一幸議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、第6号議案に対する監査委員の意見の報告を求めます。

浅賀正行代表監査委員。

[浅賀正行代表監査委員登壇]

○**浅賀正行代表監査委員** おはようございます。

それでは、平成30年度決算審査のご報告を申し上げます。

平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算の審査結果につきましては、決算及び附属書類ともそれぞれ関係法令に準拠して作成されており、また、歳入歳出予算の執行につい

ても適正に処理され、計数も関係書類と一致しているため、いずれも適正であると認めました。

以下、概要につきましてご報告申し上げます。

去る8月26日、第一工場会議室におきまして、朝田和宏前監査委員とともに、平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び事業別決算説明書を対象として審査を行いました。審査に当たりましては、管理者から提出されました決算及び附属書類について、主として計数の正否、収入及び支出の合法性、予算執行の的確性などにつきまして検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を初め、関係職員の説明を受けながら審査を実施いたしました。

先ほどの田村直也會計管理者からの説明と重複する部分がございますが、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は72億5,727万9,429円で、執行率は100.3%、歳出決算額は70億8,460万2,127円で、執行率97.9%でございます。歳入歳出の差引額は1億7,267万7,302円でございます。

平成30年度の事業につきましては、持続可能な資源リサイクル型社会の構築を目指し、ごみ及びし尿の処理が効率的かつ安全に実施されており、施設及び設備の適切な維持管理を初め、熱エネルギーの有効利用など環境に配慮した運営が行われております。

ごみ処理の状況につきましては、組合市町との連携によるごみ減量化の啓発及び分別の徹底を図っているところですが、平成30年度における搬入量は、家庭系ごみ及び事業系ごみともに微増の傾向となっております。今後とも構成市町との協力のもと、減量化及び再利用の徹底を図るようお願いいたします。

ごみ処理施設の運転状況につきましては、第一工場、第二工場合わせて年間24万98.44トン焼却処理しております。

また、年間の発電電力量は、第一工場、第二工場合わせて1億4,414万1,010キロワットアワーで、所内所要電力に充てたほか、第一工場の余剰電力の売電として7億977万1,259円の収入実績を確認いたしました。

余熱につきましては、第一工場は、いきいき館ほか2カ所の施設に1万2,679.5ギガジュールを供給し、熱供給実費徴収金228万9,202円の収入実績を確認いたしました。また、第二工場は、草加市市民温水プールほか1カ所の施設に4,232.22ギガジュールを供給いたしました。

第一工場の運営管理につきましては、現状を適切に把握の上、適宜必要な対応が図られて

おり、さらには長期的な展望に立った安全で確実なごみ処理体制の維持及び確保に取り組んでおります。平成28年度から第一工場の基幹設備大規模改修工事に着手しており、現在は施設の延命を目的とした外壁工事も行われていますが、長寿命化を図りながらも、安全かつ効率的な稼働を確保するため、施設運転に万全の体制、対応をお願いいたします。既存施設の改修事業などにおいては、国の交付金などを活用し、最小の経費で最大の効果を上げるべく不断の努力をお願いいたします。

第二工場ごみ処理施設につきましても、環境対策を徹底し、地域の良好な生活環境を守りながら、可燃ごみの適正かつ安定的な処理を行っていただきたいと思っております。また、発電した電力及び蒸気による熱供給につきましても、近隣の公共施設への安定した供給を引き続き行っていただくようお願いいたします。

し尿処理につきましては、汚泥再生処理センターが平成30年4月から本格稼働しており、年間7万6,206.44キロリットルが搬入され、これを中間処理し、公共下水道に放流しております。施設の安定的な運転の確保に努めていただくとともに、現在施工中の旧し尿処理施設処理棟等の解体工事についても安全性に十分留意し工事の進捗を図っていただくようお願いいたします。

全体として、予算執行及び会計手続は適正に行われておりますが、関係機関との連携を図り、情報収集に努めていただき、今後のさまざまな状況変化に対応し得る事業運営と効果的かつ効率的な事務事業の執行により一層努めていただくことをお願いいたしまして、審査報告といたします。

なお、審査の結果及び概要につきましては、意見書としてお手元に配付させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○関 一幸議長 以上で監査委員の報告を終わります。

ここで、し尿処理常任委員会の開催並びに議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時59分 再開

◎開議の宣告

○関 一幸議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○関 一幸議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたし尿処理常任委員会における委員長の互選結果を報告いたします。
し尿処理常任委員長に朝田和宏委員が選出されました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

○関 一幸議長 これより、組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の許可がありましたので、通告に従い、質問事項3点について一般質問いたします。

質問事項1は、災害廃棄物処理計画について。

組合では、2018年度に日本環境衛生センターに委託し、災害廃棄物処理計画を策定しています。ところが、構成市町のホームページには、松伏町では1枚の概要版のみ掲載されていますが、他の自治体では全く掲載されていません。そこで、以下3点について伺います。

要旨1として、こういった計画は住民に公開すべきと思いますが、なぜ掲載していないのでしょうか。委託先から電子データをもらい、各自治体に配布し、掲載するように指導すべきではないでしょうかについてお聞きします。

要旨2として、台風15号の影響で千葉県内は甚大な被害をこうむり、特に広範囲での停電の復旧には時間がかかりました。組合の各施設の非常用電源の現況はどのようになっているのでしょうか。

要旨3として、災害時、その復旧過程で廃棄物処理の中核を担うのは組合ですが、組合が策定した八潮市災害廃棄物処理計画の23ページには、施設が被災した場合の補修・復旧を迅速に進めるため、施設の早期復旧、継続を可能にするための事業継続計画（BCP）の作成を検討するとありますが、現在の検討状況についてお伺いします。

次に、質問事項2、使用済み紙おむつの処理について。

日本衛生材料工業連合会によれば、2016年の紙おむつの生産数量は約213億枚で、全体の65%は乳幼児用で139億枚、残りの35%は大人用、74億枚だそうです。高齢化の進展で大人用の紙おむつの需要は伸びていて、15年連続で増加しているとのことで、今後もさらに増加が見込まれます。

未使用の大人用紙おむつは約50グラムとされていますが、尿などの排泄物を含んだ使用済み紙おむつの重量は4倍になるとされています。紙おむつは紙だけでできているわけではなく、その30から60%はプラスチックと高吸水性ポリマーとされています。そこで、以下5点について伺います。

要旨1、現在、組合に搬入されている使用済み紙おむつの量。

要旨2、構成市町の介護施設等から搬入される使用済み紙おむつの量。

要旨3として、構成市町の私立保育所等から搬入される使用済み紙おむつの量。

要旨4、構成市町の公立の保育所から搬入される使用済み紙おむつの量。

要旨5として、2018年11月の報道では、環境省は2019年度に自治体に対し、使用済み紙おむつのリサイクルを促すガイドラインを策定する方針を固めたそうです。このガイドラインでは、先進的な取り組みを参考に、リサイクル技術や分別回収の方法などを示すことにしているとのことですが、組合としては使用済み紙おむつの処理についてどのようにお考えでしょうか。

次に、質問事項3、臨時職員について。

要旨1、現在、組合には何名の臨時職員がいますか。男女別でお願いします。

要旨2として、要旨1のうち正職員と同等な勤務時間の方は何名いますか。これも男女別でお願いします。

要旨3として、来年4月から会計年度任用職員制度が始まりますが、現段階でこの制度の

適用となる方は何名か。これも男女別でお願いします。

要旨4として、会計年度任用職員の報酬等に関する条例はいつごろ提案される予定でしょうか。

以上です。

○関 一幸議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの矢澤議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、災害廃棄物処理計画についてのお尋ねのうち、計画を各自治体のホームページで公開することについてでございますが、災害廃棄物処理計画は、国が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、災害対策基本法に基づく地域防災計画等と整合を図るとともに、都道府県と市町村が相互に連携を図りながら、各地域の実情に応じて市町村が策定する計画でございます。

この災害廃棄物処理計画の策定に当たり、当組合としましては、構成する5市1町と広域処理を行っていることや、交付金の関係、さらには各市町の災害廃棄物処理計画の整合を図る必要があることから、構成市町と当組合が連携を図りながら策定したところでございます。策定した計画の活用につきましては、それぞれの構成市町でお取り組みいただいていると存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、組合の各施設の非常用電源の現況はどのようになっているかのお尋ねでございますが、第一工場ごみ処理施設、第二工場ごみ処理施設は、ごみを焼却した熱を利用して再生した蒸気でタービン発電機を稼働させ自家発電をしております。したがって、今回の千葉県のような台風被害等による停電に対しましては、発電した電気でごみ処理施設や汚泥再生処理施設を稼働させているため、影響はございません。

次に、事業継続計画の検討状況についてのお尋ねでございますが、災害時に迅速かつ適切に対応できるように、第一工場ごみ処理施設、第二工場ごみ処理施設、汚泥再生処理施設及び最終処分場の各施設は、それぞれに災害対応マニュアルを作成し、各施設の運転委託業者と協力体制を構築しております。

事業継続計画の作成につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用済み紙おむつの処理についてのお尋ねでございますが、①から④については関

連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

当組合では、各構成市町から搬入されたごみの量については計量し、把握しておりますが、収集業務につきましては各構成市町で実施していることから、個別の収集先、収集量については把握しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、組合として使用済み紙おむつの処理についてどのように考えているかのお尋ねでございますが、当組合では、紙おむつを含め、搬入された全ての可燃ごみについては、ごみピット内で十分に攪拌を行い、安全で安定的な処理を行っております。

また、環境省の策定するガイドラインにつきましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、臨時職員についてのお尋ねでございますが、まず、今年度雇用している臨時職員の人数につきましては、組合全体で女性が2名でございます。2名ともパートタイムの臨時職員として、午前9時から午後5時までの1日7時間、週5日の勤務をしていただいておりますので、正職員と同等もしくは4分の3時間働いている方は女性2名でございます。

次に、現段階で来年度から始まる会計年度任用職員制度の適用となる方は何名かのお尋ねでございますが、令和2年4月以降の制度開始後におきましても、現在の臨時職員が担っております業務の内容に変更はございませんので、会計年度任用職員の勤務時間は午前9時から午後5時までの1日7時間、週5日勤務とする予定でございます。

したがいまして、男女の性別は問いませんが、現段階では2名の方がパートタイム会計年度任用職員として適用になるものと考えております。

次に、会計年度任用職員の報酬等に関する条例はいつごろ提案予定かのお尋ねでございますが、当組合におきましては、今年度12月定例会に会計年度任用職員の報酬等に関する条例の提案を予定しており、準備を進めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○関 一幸議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

11番、矢澤議員。

○11番 矢澤江美子議員 まず、質問事項の1のところですが、公開するかしないかは各自自治体の考えというようなご答弁だったのですが、この契約は組合が一括して契約しているわけですよね、契約自体は。データというのは組合のほうに一括して来ているんじゃないでしょうか。

実は私、各市町のホームページを見たんですが、松伏町だけが概要版の1ページを公開し

ていました。越谷も草加も八潮も三郷も吉川もこの計画が公開されていないんです。ところが、ネットで検索していくと、例えばさいたま市とか上尾市とか、いろいろ他市の計画がネットで出てくるわけです。

だから、それでそれらのものを拝見しましたら、非常に細かく計画がつけられているので、私はうちの町の担当課に、確かに決算のときにこの災害廃棄物処理計画をつくったということは知っているんだけど、ネットで幾ら探しても出てこないの、どうしてでしょうと伺ったんです。そうしたら、窓口に来れば説明しますと言われました。それで、窓口に行くと、そうしたら冊子もらったんです、こういう。これは八潮市災害廃棄物処理計画というものです。だから、多分越谷も草加もほかの自治体も、多分こういうふうに冊子で来ているんだと思うんです。何冊来たんですかと聞いたら30冊と言うんです。30冊では多分、議員がうちは21名ですから、21名に配ったらほとんどない状態で、ネットで上げれば誰でもいつでも見られますし、市民も見られるわけです。

だから、契約自体は組合のほうでやったのであれば、データは組合のほうに来ているんじゃないでしょうか。まず、それが第1点です。

質問事項、ほかのところも一緒に再質問するんですよね、あれば。

それをまず、だから、契約内容がどういうふうになっているのかということをお聞きします。

それから、要旨2のところ、組合で発電した電力でごみの処理ができるというけれども、その発電するにも電気が要るんじゃないですか。そこら辺をちょっとご説明をお願いします。

それから、要旨3ですけれども、BCP、事業継続計画を作成を検討しているということなんです、いつごろまでに作成するという、予定を伺いたいと思います。

その次に、質問事項2の要旨5です。

環境省からのガイドラインを参考に、動向を注目しているというようなことなんです、組合としては基本的に、環境省からのガイドラインが来るまでもなく、例えばこの紙おむつというのは30%から60%がプラスチックと高吸水性ポリマーでできているんです。一旦だから燃え出すと非常に高温になるということと、それから、なかなか燃えにくい成分を含んでいるわけですから、助燃剤をたくさん必要としますし、そして、燃え出すと高温になるということで、炉を傷める原因にもなりますよね。

なので、やはりプラスチックごみの削減については、組合の構成市町による事務連絡協議会でも検討を始めたというふうにお聞きしているんですが、これはいつごろまでに結論を出

す予定でしょうか。

それから、質問事項3の会計年度の臨時職員のことですけれども、要旨4として、現段階で条例の中身がもし、具体的にというか現段階でわかっている内容についてお知らせください。

○関 一幸議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から全ての質問についてお答えさせます。

○関 一幸議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員さんの質問に順次お答えいたします。

データは提供されていないのかということだと思いますが、1点目。これにつきましては、成果品につきましては電子データ化をして、各市町の方と委託業者さんが打ち合わせをしまして、その部数、それからその辺の数量につきましては調整をして配布しております。

それと、2点目の、発電するにも電気が必要なのではないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、ごみが搬入され焼却をしている段階では自家発電をしておりますので、電気は必要なく、搬入されたごみで焼却した熱を利用して発電機を回し発電しておりますので、焼却はできるものでございます。

また、作成時期、BCPにつきましては、各施設ごとに災害廃棄物の対策マニュアルは構築しております。それにつきまして、組合として総合的に考え各施設ごとに取りまとめて、総合的に一つの判断をつくりながらということ現在検討に入っております。

隣接の東京23区一部事務組合清掃におきましては、BCPは、すでに継続計画が作成されているということを確認をしておりますので、今その辺の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、紙おむつにつきましては、プラスチックなのでということでございますが、前回の議会でもご答弁をさせていただいたかと思いますが、カロリーが高くなる炉内の焼却運転については、組合の運転担当者と運転委託業者が確認をしながら、3,000キロ以内の発熱量を抑えて、ごみピット内でごみを攪拌して焼却しておりますので、現在のところは影響はございません。

それと、一番最後の会計年度の制度についてでございますが、これにつきましては今現在準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○関 一幸議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 質問事項1のところの要旨1、各市町に配っているということなのですが、それが周知がどうなっているのかということがちょっと疑問なんです。

私はうちの町の担当課に、これは絶対に公開すべきじゃないかと言いましたら、データを取り寄せてと、こういうふうにおっしゃったんです。ほかの市も載っていないわけですから、組合の事務局レベルの会議とかありますよね、担当者会議とかしから、事務連絡協議会ですか、そういう中で、ほかの市は気がついていないのじゃないかと思うんです。やはりここ数年、毎年災害が続いていますので、市民としても自分の町がどうなっているのかというのはとても心配だと思うんです。なので、そういう事務連絡協議会の中でこのことを話題にさせていただき、各市町のホームページで公開するように言っていただけないかどうか、それについてお伺いします。

それから、もう一つは紙おむつの関係、質問事項2の要旨5ですけれども、組合では令和6年度までに財政計画の見直しを考えているということなので、その中で新たなごみ処理施設の建設も検討することになっているということをお伺いしています。

この使用済み紙おむつの処理についてもぜひ念頭に入れて、そして、これから財政計画の見直しに当たって、この紙おむつ、これから高齢化でどんどんふえていくわけですから。

それから、もう一つは、公立の保育所なども、越谷はもう既に公立の保育所の使用済み紙おむつは保育所のほうで処理していますし、八潮市も去年から施設で処理して持ち帰りはしていません。ほかの自治体はちょっとわかりませんが、吉川とか三郷がどうなっているのかちょっとわからないんですけれども、やはり施設で処理をすると、保育所内で処理するという方向に動いていると思うんです。なので、家庭に持ち帰れば一般廃棄物として燃えるごみと一緒に出すんですけれども、公立保育所なんかは事業系のごみというふうになるわけですね。

だから、やはりこの紙おむつ、子供用もちろんですけれども、大人用もどんどん高齢化でふえていくということが考えられるので、この財政計画の見直しに当たっては、このことも念頭に入れていただきたいと思うんですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○関 一幸議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

この事務連絡協議会会議で処理計画をつくりましたけれども、組合と5市1町の担当者でつくりましたけれども、これは、一番最初に答弁申し上げましたように、交付税等の関係等もありまして、また、収集は各市町で行って、収集、運搬をしていただいているんですが、処理はここでやっていますので、連携、一貫的な体制は組む必要があるということで、効率的にリユースが中心となつてつくつたということございまして、その成果品はそれぞれ市町ごとに冊子をお配りをしてございますので、それを参考というか、それをもとに事業を行つてもらふということございまして、その先、こうすべきだ、ああすべきだということについてはリユースとしては申し上げられません。その市町ごとにご判断をお願いしておりますので、これについては私どもからこうすべきだということは申し上げることはできません。各市町でお考えをいただき、また議論をしていただきたいと思います。

それから、紙おむつについては、これも現在個々の調査はしておりません。全ての他のごみと一緒に投入されておりますので、これについては、環境省からもいろいろ対策が講じられるようにという話もあるようでございますが、今このリユースでの処理状況につきまして、はさしたる心配はありませんので、これについては状況を見て、これがいわゆる処理、処分に影響があるかどうか、この辺も十分見定めながら、必要に応じてきちんとした対応策を講じていきたいと思っておりますので、現在の状況ではまだそういうことを考える必要はないのかなど、こう思っておりますが、今後の状況を見て対応していきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○関 一幸議長 次に、15番、岩田京子議員。

〔15番 岩田京子議員登壇〕

○15番 岩田京子議員 議長の許可をいただきましたので、15番、岩田京子、一般質問、大きく3点についてさせていただきます。

1つ目、平成7年に今の第一工場が建設され、第一工場の令和15年以降の計画についての検討に当たり、市民参画をどう考えているかお聞かせください。

使用期限が令和15年となっていて、令和6年までに施設更新の具体的な方針等について検討することになっています。幅広い意見を聞き、また理解の醸成を図るためにも、市民参画が必要ではないかと思っています。その点についてお聞きいたします。

2つ目、環境マネジメントについて。

1、ISO14000をやめて、独自の環境マネジメントを行うということです。どのように環境マネジメントを行っているか、内容についてお聞きいたします。

3つ目、灰溶融炉の停止について。

1、電極棒の価格の高騰を理由に灰溶融炉を停止しておりますが、今後どのような計画をしているかお聞かせください。

壇上からは以上です。

○関 一幸議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの岩田議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、第一工場の令和15年以降の計画についての検討に当たり、市民参画をどう考えるかについてのお尋ねでございますが、第一工場ごみ処理施設は平成7年度に完成し、第二工場ごみ処理施設が新たに稼働するまで、管内5市1町の家庭系及び事務系一般可燃ごみの焼却処理を行ってまいりました。

第一工場は稼働から24年が経過し、老朽化が進行していることから、展望台を含めた施設の外壁補修や、焼却炉の長寿命化を目的とした基幹設備改良工事を平成28年度から令和元年度まで実施するなど、建物や設備の補修、管理に努めております。

また、当組合では、環境行政の変化に柔軟に対応し、施設の安定的な運営を図るため、財政計画2018を平成30年度に策定し、その中で、第一工場ごみ処理施設については、使用期限の目標を令和15年度までとして維持管理を行うほか、新たなごみ処理施設の建設について、令和6年度までに見直しを予定している次の財政計画の中での検討課題としております。

今後につきましては、この財政計画に基づき、既存施設での更新の検討や、新たな建設候補地の選定、環境影響評価の実施などの調査検討を初め、周辺の環境や安全対策に十分配慮した設備の導入、ごみ処理施設が持つ特徴を生かした地域貢献の仕組みづくりなど、検討課題が多岐にわたることとなります。

お尋ねの市民参加につきましては、まずはこれらの内容について当組合と構成市町とが綿

密に協議した上で方向性を示し、地域住民のご理解とご協力が得られるよう十分に説明を行った上で、相互の信頼関係のもと施設整備を行うことが望ましいと考えており、構成市町とも連携して、第一工場ごみ処理施設の更新に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境マネジメントについてのお尋ねでございますが、当組合では、環境への取り組みに関する基本方針となる東埼玉資源環境組合環境方針を定めております。この環境方針では、持続可能な環境型社会の実現を基本理念とし、その実現に向けた基本方針を8項目として、安定、安全な廃棄物処理と環境保全の両立に向けた取り組みを推進しております。

また、環境方針の取り組みを積極的に推進するため、組合では環境マネジメントシステムを構築しております。環境マネジメントシステムは、第二工場ごみ処理施設が稼働し、2工場体制となり、エネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上となったため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律や、埼玉県地球温暖化対策推進条例などの法令に新たに対応する必要が生じたことから、従来管理基準であったISO14001を返上し、平成29年度から新たに策定をしたものでございます。

この環境マネジメントシステムにより、当組合の実情に合った仕組みを構築して、事務の効率化を図ることができたほか、各種法規制に対しても適切な対応を行っております。

今後につきましても、東埼玉資源環境組合環境方針のもと、ごみとし尿を適切、適正かつ安全に処理するとともに、効率的なエネルギー利用や温室効果ガスの削減に向け、管内住民や事業者及び構成市町と一体となり、ごみの減量化や資源化などの対策を推進するなど、環境負荷の低減や持続可能な循環型社会の実現を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、灰溶融炉の停止について、今後どのように計画しているかのお尋ねでございますが、平成30年6月末から、灰溶融炉で使用する電極棒の価格高騰などにより稼働を停止しており、令和元年度につきましても電極棒の価格低下が見込めないため、1年間停止をすることいたしました。

現在、灰溶融炉は運転経費の削減を図るため、稼働可能な状態を保持しながら、機器類の点検整備や補修工事など、必要最小限に設備を停止しております。このため、焼却灰につきましては県内外の民間処分場に搬出してあります。

また、他の自治体で保有するごみ焼却施設の灰溶融炉につきましても、当組合と同様の理由から休止している自治体が多い状況でございます。

したがいまして、当組合では、他の自治体の状況を踏まえ、今後休止をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○関 一幸議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

15番、岩田京子議員。

○15番 岩田京子議員 何点かについて再質問をさせていただきます。

まず、1番目の市民参画についてでございますが、リユースと構成市町と綿密に協議し、方向性を出した上でというようなご答弁でありましたが、まず、柿木の第二工場建設の計画の際に、ごみ処理の方向性に関する理解が市民の中、市民団体などに進まなかったのかなというところで、反対運動もあったというふうに記憶しています。

コミュニケーションの不足によってそういう反対が起こるといふ事態は回避をすべきだといふふうに思っている中で、まず、その市民参画というものを、どこの自治体においても財政難である中で、市民の経験と知恵を生かす、さらには自主的な活動というものなどが求められているんですが、市民参画を行うということは時間もかかるし手間もかかるんですが、市民にとっては、状況把握だったり、組合側だったり行政側の事情を知るよい機会になると思います。

また、さらに、市民側にとってはそういう知る機会になる、行政側にとっては事情を伝えるよい機会にもなりますし、市民の方たちが責任を伴う発言をしてもらうような、そういう市民の力を養ういい機会になるといふふうに思っています。そのような過程において、市民が納得して進めていくということで、逆に強い、力強いパートナーシップを生み出すということになると思います。

方向性を出した上でではなくて、出す段階において市民参画の手法を用いる必要があるんじゃないかと思いますが、それについてご見解をお聞かせください。

2つ目については、第一、第二の2工場を合わせて1万5,000キロリットル以上になるということで、省エネ対応を求められている中で、14000シリーズから独自の環境方針に切りかえたということなんですが、これだけの立派な施設の中でISOをやらないという、ぱつと見やらないということは、信頼できる環境マネジメントができていのかということと、外部的な視点としてはどうなのかなというところで質問させていただいたんですけれども、それ以上に厳しい項目に基づいて対応されているんですねという、その確認を一つさせてください。

3つ目に関しては、1年間稼働が可能な状態で停止をしているということでございますが、まずこの話を聞いたときに、ちょっと家庭ごみに置きかえて考えてみました。家庭ごみの有料化で、ゴミ袋を有料で購入してステーションに捨てるというような例があるんですけども、電極棒が高騰したので、熔融炉を使わなくして、主灰をそのまま廃棄しているということなんですけれども、それは、有料化したその袋が値段が上がって高くなった。じゃ、高いその指定された袋を買うのが嫌だな。じゃ、適当な袋に入れてどこか別のところで捨ててしまおうかという、そういう発想と同じなんじゃないかなというところでこの質問をさせてもらったんですけども、ゴミ処理の基本的な考え方として自区内処理というのがあるんじゃないかなというふうに思っていて、それに基づくと、費用がかかっても、熔融炉を使ってゴミを最小化し、エリア内で処理するということが求められるんじゃないかなというふうに思ったので、そもそも、飛灰は他県に持っていったりとかもしているんですけども、自区内で処理する必要があるのではないかなというところでお聞きしています。

正直私は、他県での受け入れ状況というのは自分の目で実際見たことがないので、それが適切かどうかというところ、私自身が判断できないところでお聞きさせていただきたいんですけども、その主灰、飛灰とも処分場に運び入れるというところが適切かどうかというあたりをお聞かせください。

その3点、よろしくお願いします。

○関 一幸議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

市民参加の考え方ということに私は受けとめました。私ども、このリユースの今私が管理者を務めておりますが、自治体はゴミ処理の責任があります。どう処理をするかということは私どもがしっかりと考えて、その方針を示して、市民の皆さんにご理解をいただいて、円滑なゴミ処理ができるように推進していくことが私どもの役目でございます。そういう立場から考えれば、この第一工場の建てかえが、寿命でどうするかということは必然的に来ますから、そのときに皆さんどうしましょうかというようなことは私はできません。やはりしっかりと私どもの責任において一定の計画を持って、そしてどう対応するかという案を示しながら、住民の皆さんにご理解とご協力をいただくというのが行政の進め方だと思います。

ですから、行政が一方的にやることは決してありません。きちんと計画を実現するために

は、住民の皆さんのご理解をいただくという基本的な認識のもとで今後取り組んでまいりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、ISO返上の関係でございますが、これは事務局、先ほどお答えしたとおり、新たな規制がかかってまいりますので、これにのっとなって、ISOでは対応できない部分を含めて対応していこうということで取り組んできた経過がございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、灰溶融炉の停止と自区内処理の原則がありますが、これについては予算等についてもご質問あったかと思うんですが、やはり電極棒が高騰して、対応していくについては、やはり私どもこの組合を運営していく上では、最も経済的な方法を常に対応していかなければいけないと、そういうところに着目をいたしております。そういうことを考えたときには、高い電極棒を使って灰溶融炉で灰を溶融化していくことがどうなのかということでございます。

一方では、発電をしております。発電して売電をいたしております。そういったことから、いわゆる電極棒の高騰と電気の売電だとか管理運営を考えたときにはどうなのかということを検討して、幸いにも最終処分場も、現在受け入れていただく場所もありますので、それらを参酌をいたしまして、当面採算性的な部分も効率的な部分も考えて対応してきたということがございますので、私どもは自区内処理を真っ向から否定しているつもりはさらさらございません。それは原則としてちゃんと維持しながらも、どう対応していくかということについては、しっかりと今後の管理運営についても検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○関 一幸議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

15番、岩田京子議員。

○15番 岩田京子議員 1番、2番に関しては了解をいたしました。

3番について、すみません、再度確認なんでございますが、しばらくは休止状態、いつでも稼働な状態で置いておいて、他施設の状況を踏まえながら、完全に廃止するかどうかというのはまだ先のお話だという理解でいいのか、確認させてください。

○関 一幸議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 先ほど申し上げましたとおり、当面は休止をさせていただいてまいりたいと思います。その先についてはさまざまな課題もございますので、その点については十分に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○関 一幸議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第4号議案の質疑

○関 一幸議長 管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第4号議案 東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第4号議案 東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について、4点質疑いたします。

今回の改正の提案理由は、審議会を常設とし、特別職の報酬等の額について毎年審議することとするため、所要の改正を提案するというふうにあります。また、先ほどの管理者からの提案理由では、さらに透明性を深めるためというふうにございました。そこで、4点について質疑します。

まず、要旨1として、従来のように必要あるたびに選任するという、それではどんな点が不都合なんでしょうか。改正することによってどんな点がメリットなのかお聞きします。

それから、要旨2として、任期中の審議会委員の報酬はどうなるのでしょうか。2年というふうに任期が定められるわけなんです、この期間の審議会委員の報酬はどうなるのかお聞きします。

それから、要旨3として、審議する報酬等、議員の報酬等ということでまとめていますが、その報酬等というところには期末手当も審議の対象になるのかどうか。

次に、要旨4として、現在の審議会条例では、第3条で、審議会は委員10名をもって組織

し、その委員は東埼玉資源環境組合関係市町内の公共的団体の代表者、その他、住民のうちから必要の都度管理者が任命するということになっていますが、現在の審議会の委員、関係市町ですから5市1町、そのことも含めてご紹介ください。

以上です。

○関 一幸議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○関 一幸議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、1点目の関係でございますが、これまで特別職の報酬と審議会の任期について、必要の都度任命を行い、当該諮問に係る審議が終了すると解任されるとしておりましたが、しかしながら、事案によっては一定の期間審議や資料の収集等継続的に行うことが必要な場合も考えられ、また、第三者機関である審議会が継続的に毎年審議を行うことでチェック機能が働き、一層の透明性、公正性を担保する、この考え方により、確実にするため、明文化して毎年開催するものとしております。

2点目の報酬等の関係ではございますが、今回の改正は、審議会常設として特別職の報酬等については毎年審議することとしております。規定の明文化をするものでございますが、諮問の内容につきましては、これまで同様に議員報酬や管理者給料の額などについてお諮りしてまいりたいと考えております。

常設化に伴い2年といたしますが、支給区分につきましては、期間の内容に変更がないことから、これまでと同様に日額の支給として考えております。

また、3点目の質問でございますが、それにつきましては審議しないということでございます。

4つ目の10人の紹介でございますが、審議会は組合構成市町から推薦をいただいた自治会連合会や商工会、社会福祉協議会といった公共的団体等の代表者や学識経験者の10人の委員で構成されております。内訳といたしましては、越谷市3人、草加市3人、八潮市1人、三郷市1人、吉川市1人、松伏町1人、以上でございます。

○関 一幸議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 要旨1ですけれども、毎年審議するという事なので、周りの要するに情勢というか、それを考えて、例えば報酬を上げる場合もあるでしょうし、下げる場合ももしかしたらあるかもしれないと、そういうことを想定しているということですのでよろしいのかどうか確認します。

それから、2番目、任期中の審議会委員の報酬です。審議するほうの委員の報酬です、私が聞いているのは。これは、今までは都度、開催するたびに、日額なのか、それとも今度は2年というふうに任期になるわけですから、その報酬については日額、今までと同じなのか、あるいは月額なのかと、その点をお聞きしたわけです。はっきりと教えてください。

それから、3番目、期末手当などは審議しないということなんですけど、これは、この審議会の対象になるのは給料と報酬と両方なわけですね。副管理者の場合は常勤でしょうから給料ということになるわけですね。そうすると、当然期末手当は支給されるわけなんですけど、議員の場合は常勤ではないわけで、だから条例も別建てになっているわけです、条例は。例えば組合の議員の場合は東埼玉資源環境組合議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で決まっているわけです。それから、理事とか副管理者のほうは、東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例で、根拠も違うわけですね。自治法の根拠も違っていますよね。なので、当然期末手当についても審議すべきだと私は思っているんですけど、その点についても一度お答えください。

それから、4番目です。内訳を今教えていただきましたが、越谷3名、草加が3名、八潮、三郷、吉川、松伏がそれぞれ1名ということですが、この条例では、その他、住民のうちからというので、公共団体の代表者ということですけども、一般の市民の公募みたいな枠というか、いわゆる一般市民から選ぶという、そういうのはないんでしょうか。そういう地位の団体とかそういうところに所属している人からだけ選任しているということじゃなくて、もうちょっと幅広い層から選任すべきだと思うんですけど、その点についてお聞きします。

○関 一幸議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問に私から幾つかお答えをしたいと思います。

常設の趣旨につきましては、ご質問者の考えもありましたが、上げる場合だけではなくて

下げる場合もあるでしょう。1年の間に定期的にいわゆる、いわば確認、点検という意味も兼ねて行うということが大きな趣旨でございます。

それから、報酬は日額報酬ということでございまして、その他についてはございません。

審議内容につきましては、各種の管理者初め議員の皆さんの報酬とか対象になるということでございまして、そのほかどんなところをお考えなのかわかりませんが、各市町で行っていることに準じて当組合でも行うということで、常設を提案しているものでございます。

最後に、委員の選任につきましては、いろいろお考えはあるでしょう。あるでしょうけれども、これらについて、審議会の委員の皆さんの公平な立場とかいろいろな団体を考慮しまして、偏らず公平に物事を判断していただける方、それにはまた一定の代表、団体等やはり定めていきませんとなかなか選任することも難しいですから、各市町の取り組み等も参酌をさせていただいて、このような案をお答えしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○関 一幸議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○11番 矢澤江美子議員 いいです。

○関 一幸議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第5号議案の質疑

○関 一幸議長 管理者提出第5号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第4号議案及び第5号議案の委

員会付託の省略

○関 一幸議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第4号議案及び第5号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案及び第5号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第6号議案の質疑

○関 一幸議長 次に、管理者提出第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

○関 一幸議長 お諮りいたします。

第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件につきましては、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、第6号議案につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎決算特別委員会委員の選任

○関 一幸議長 お諮りいたします。

ただいま設置いたしました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、1番 福田晃議員、4番 堀越利雄議員、5番 佐藤憲和議員、6番 井手大喜議員、7番 服部正一議員、11番 矢澤江美子議員、15番 岩田京子議員、21番 酒巻宗一議員、以上8名の議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、決算特別委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時32分 再開

◎開議の宣告

○関 一幸議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○関 一幸議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました決算特別委員会における正副委員長互選結果の報告をいたします。

決算特別委員長に佐藤憲和委員、副委員長に福田晃委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎管理者提出第7号議案の質疑

○関 一幸議長 地方自治法第117条の規定により、22番、岡部一正議員の退席を求めます。

〔22番 岡部一正議員退席〕

○関 一幸議長 管理者提出第7号議案 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第7号議案の委員会付託の省略

○関 一幸議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第7号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、第7号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

22番、岡部一正議員の入場・着席を許可いたします。

〔22番 岡部一正議員入場・着席〕

◎管理者提出第4号議案の討論、採決

○関 一幸議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第4号議案 東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○関 一幸議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第5号議案の討論、採決

○関 一幸議長 次に、管理者提出第5号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第1号)について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○関 一幸議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第7号議案の討論、採決

○関 一幸議長 地方自治法第117条の規定により、22番、岡部一正議員の退席を求めます。

[22番 岡部一正議員退席]

○関 一幸議長 管理者提出第7号議案 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**関 一幸議長** 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

22番、岡部一正議員の入場・着席を許可いたします。

〔22番 岡部一正議員入場・着席〕

◎監査委員就任挨拶

○**関 一幸議長** この際、監査委員に選任されました岡部一正議員のご挨拶をお願いいたします。

〔22番 岡部一正議員登壇〕

○**22番 岡部一正議員** 議長より発言の許可をいただきましたので、監査委員の就任に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまは議員皆様のご同意をいただき、東埼玉資源環境組合の監査委員の選任をお受けすることになりました。大変な重責ではございますが、浅賀代表監査委員、また関係者の皆様のご指南を賜りながら、その務めを果たしていく所存でございます。どうか皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎諸般の報告

○**関 一幸議長** この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○関 一幸議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○関 一幸議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○関 一幸議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 9月定例議会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

日ごろ組合運営につきましては、議員の皆様方を初め関係の皆様方の多大なるご支援、ご協力を賜り、御礼を申し上げます。

本日私からご提案申し上げました4件のうち3件の議案につきまして、慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、閉会中に継続審査をいただきます平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定につきましても、十分にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

管内住民の皆様の住環境の向上のため、本年度内完了予定の第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事などの大型事業の着実な進捗はもとより、安全で安定したプラント運営と、効率運転等効率的な組合運営に引き続き全力で取り組んでまいります。

議員の皆様には時節柄健康に十分ご留意いただき、一層のご活躍をいただきますようお願いいたします。また、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○関 一幸議長 これにて、令和元年9月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 0時40分 閉会